

公益財団法人愛知県スポーツ協会加盟団体及び賛助会員に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人愛知県スポーツ協会（以下「この法人」という。）定款（以下「定款」という。）第3章第5条の加盟団体及び賛助会員に関する入会及び脱退並びに負担金及び会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

(加盟団体)

第2条 加盟団体とは、定款の第5条第1号から第4号に掲げる団体をいう。

(賛助会員)

第3条 賛助会員とは、この法人の目的事業を賛助する定款の第5条第2項に定めるものをいう。

(加盟競技団体の組織)

第4条 加盟競技団体は、愛知県内におけるスポーツを各競技別に統轄するスポーツ団体であつて、適正なる組織を有し、その団体を代表する会長を置き、また所属する全国競技団体のあるものは、その規則に準拠しなければならない。

(加盟地域団体の組織)

第5条 加盟地域団体は、愛知県内の市、町、村単位において統轄するスポーツ団体として適正なる組織を有し、その団体を代表する会長又は理事長を置かなければならない。

(加盟学校体育団体)

第6条 加盟学校体育団体は、愛知県内の高等学校、中小学校の運動部の総合的統轄団体として適正なる組織を有し、その団体を代表する会長を置かなければならない。

(加盟団体会長会議その他)

第7条 この法人の理事長又は副理事長は、必要に応じ加盟団体会長会議を開催することができる。

2 この法人の理事長又は副理事長は、必要に応じ加盟団体事務連絡会議を開催することができる。

(報告及び届出義務)

第8条 加盟団体は、毎事業年度開始から1か月以内に、事業計画書及びこれに伴う予算書を提出しなければならない。

2 加盟団体は、毎事業年度終了後3か月以内に、前年度の事業報告書及びこれに伴う決算書を提出しなければならない。

3 加盟団体は、各種届出に変更が生じた場合、直ちにその旨を報告しなければならない。

(負担金)

第9条 加盟団体は、毎年5月末日までに別表1に定める負担金を本会に納入しなければならない。

(賛助会費)

第10条 この法人の目的に賛同した賛助会員は、別表2に定める会費年額を納入するものとする。

2 受領した賛助会費は、公益目的事業会計及び法人会計に各5割で充当するものとする。

(加盟)

第11条 この法人の目的に賛同し、加盟団体となろうとする団体は、その団体の意思に基づき、団体の代表者より次の書類を本会理事長あてに提出し、この法人の理事会において、総理事の3分の2以上の同意を得て加盟することができる。

- (1) 加盟申請書（加盟申請の趣旨、事務局所在地及び連絡先を明記すること。）
- (2) 規約・規程等
- (3) 所属団体及び支部組織一覧表
- (4) 役員名簿
- (5) 前年度事業概要、当該年度事業計画書及びこれに伴う収入支出予算書

2 加盟の承認を得た団体は、直ちに第9条に定める負担金を納付しなければならない。

(脱退)

第12条 この法人の加盟団体から脱退しようとする加盟団体の場合は、次の書類をこの法人理事長あてに提出し、この法人の理事会において、総理事の過半数の同意を得なければならない。

- (1) 脱退願書
- (2) 脱退理由書

2 加盟団体が、定款第3章第5条の団体でなくなった場合、又はこの法人の加盟団体としてこの法人理事長が不相当と認めたときは、この法人の理事会において、総理事の3分の2以上の同意を得てこれを脱退させることができる。

(納付金等の精算)

第13条 加盟団体が前条第1項又は第2項により脱退した場合、既に納付した負担金、抛出金支払経費等は返還しない。また、脱退前に支払義務が生じたものについては、直ちにこの法人へ納付しなければならない。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の決議を得て行う。

(補則)

第15条 この規程の実施に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人愛知県体育協会の設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この附則は、平成27年6月17日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月22日から施行する。

別表1（第9条関係）

	団 体 名 ・ 規 模 等	負 担 金 額
競 技 団 体	スキー、スケート、アイスホッケー、水泳、陸上、サッカー、テニス、バレーボール、体操、バスケットボール、ラグビーフットボール、ハンドボール、ソフトテニス、卓球、自転車、軟式野球、バドミントン、ソフトボール、柔道、剣道、射撃、空手道、ゴルフ、少林寺拳法、トライアスロン、ドッジボール、バウリング、バトントennis、バトン、ビリヤード、エアロビクス、ダンススポーツ、オリエンテーリング、合気道、スポーツチャンバラ	380,000円
	ヨット、ボート、ホッケー、ボクシング、レスリング、ウエイトリフティング、相撲、馬術、山岳、フェンシング、弓道、ライフル射撃、なぎなた、アーチェリー、銃剣道、カヌー、ボウリング、日本拳法、パワーリフティング、武術太極拳、綱引、クラウン・ゴルフ	240,000円
地 域 団 体	50万人未満	人口一人当たり、3円を乗じた額の千円未満切り捨てた額
	50万人以上 100万人未満	人口一人当たり、3円を乗じた額の千円未満切り捨てた額、ただし150万円を限度とする。
	100万人以上 150万人未満	人口一人当たり、2.5円を乗じた額の千円未満切り捨てた額、ただし、250万円を限度とする。
	200万人以上	人口一人当たり、2円を乗じた額の千円未満切り捨てた額、ただし、400万円を限度とする。
学 校 団 体	愛知県高等学校体育連盟	96,000円
	愛知県中小学校体育連盟	36,000円

※ 推計人口は、愛知県統計課による毎年7月1日現在の「あいちの人口 愛知県人口動向調査結果の前年数値を元にする。

別表2（第10条関係）

賛 助 会 員	賛 助 会 費 額
個人及び団体1口	10,000円